

志賀原子力発電所から施設外に搬出された 検査機器等の保管状況に関する報告について

平成24年8月10日
北陸電力株式会社

当社は、本日(8月10日)、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所から過去に搬出したL型輸送物²について調査し、周辺監視区域³の外において保管されている事案がなかった旨を、同院に報告しましたので、お知らせいたします。

7月27日、他社の原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質に汚染された検査機器等を収納したL型輸送物が、原子力施設に係る周辺監視区域外に長期間保管されていたことを踏まえ、原子力安全・保安院より同様の事案がないか調査し、その結果を報告するよう指示がありました。

本件は、現行法令上の違反はなく、また、現状において安全上の問題も認められないものの、適切な管理を欠いている状態と考えられることから、指示があったものです。
(7月27日お知らせ済)

当社は、この指示に基づき、過去に志賀原子力発電所から発電所外に搬出したL型輸送物(他の原子力発電所へ搬出したものは除く。)について調査し、周辺監視区域の外において保管されている事案はなかった事を確認し、本日(8月10日)、同院に報告しました。

以 上

1 原子力安全・保安院からの指示文書

「原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について(指示)」(24原企課第62号)

2 L型輸送物

原子炉等規制法の関係省令で定められる輸送物であり、その収納物は「危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの」と定義されている。

3 周辺監視区域

原子炉等規制法の関係省令で定められる区域であり、立ち入る者の制限等の措置がなされている。